

●香川県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年2月1日
- 3 指定道路の位置 綾歌郡綾川町滝宮字大池原577番3の一部、577番4の一部及び582番4の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.80メートル  
延長 31.12メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。